

令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	10	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	独立行政法人中小企業基盤整備機構又は信用保証協会が出資する投資事業有限責任組合を通じて行う金銭貸付業の収益事業からの除外措置		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」）又は信用保証協会が出資した再生ファンド等が、支援先企業に対して金銭債権の買取や再生計画の遂行上必要な融資などを行った場合、これらが収益事業である金銭貸付業に該当し、ファンドへの出資者である中小機構又は信用保証協会に帰属する損益が課税対象となっている。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>中小機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第5号又は第14号に基づき行う資金の出資若しくは信用保証協会が信用保証協会法第20条第2項第4号に基づき行う資金の出資に係る業務として投資事業有限責任組合に対する出資を行い、当該投資事業有限責任組合が金銭債権の買取など金銭貸付けを行った場合に中小機構又は信用保証協会が行ったものとみなされる金銭貸付業について、法人税法施行令第5条第3号に規定する金銭貸付業の収益事業の対象から除外する。</p>		
関係条文	<p>地方税法第23条第1項、第72条の23第1項、第292条第1項</p> <p>法人税法第4条第1項、同法施行令第5条第1項第3号</p>		
減収見込額	<p>[初年度] ▲84（ - ） [平年度] ▲84（ - ）</p> <p>[改正増減収額] - （単位：百万円）</p>		
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響等により事業継続が困難となった中小企業の再生などに対して地域のリスクマネーを供給し、持続的な地域経済の発展を促す。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>中小機構又は信用保証協会が直接行う金銭貸付業又は信用保証業は法人税法施行令第5条の収益事業の範囲から除外されており、また、中小機構や信用保証協会は、中小企業への再生支援等を行うファンドへの出資を公的な機関として各根拠法令に基づき実施しているため、中小機構や信用保証協会が出資するファンド（投資事業有限責任組合）が債権買取などの金銭貸付業を行う場合も、収益事業の範囲から除外されることが妥当である。</p> <p>特に今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、財務の痛んだ中小企業や借入債務の条件変更を行う中小企業に対する再生支援の要請が今後高まり、その際に事業再生に必要な資金を供出するものとして各地域に再生ファンドが組成されることが想定される。地域経済を構成し雇用を創出する中小企業への積極的な再生支援が必要と見込まれるなか、中小企業施策の実施機関として公的な立場からファンドに出資することができる中小機構や金融機関間の金融調整を担うことができる公的な機関である信用保証協会が、再生支援を行うファンドへの出資を行い、地域金融機関など地域経済を担う様々な機関の出資参加の呼び水となることがよりいっそう重要となるため、今般本措置を要望することとした。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 事業環境整備
	政策の達成目標	中小機構及び信用保証協会による円滑なファンド出資を可能とすることにより、地域のリスクマネーの供給を行い、中小企業の事業再生等を支援する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	事業再生等のファンドは一般的には投資収益率が低いため、地域の金融機関だけでは取り組みづらいものであるが、ファンドの規模を拡大し、また、出資参加者を多く募るためにも公的機関である中小機構及び信用保証協会の参加による呼び水効果が期待される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>中小機構及び信用保証協会は、法人税法上、同法別表第二に掲げる「公益法人等」に位置づけられており、法人税法施行令第5条に定められる34の収益事業から生じた所得についてのみ、法人税が課税されることとなっている。</p> <p>この点、本要望の対象となるファンド出資事業については、中小機構は独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第5号及び第14号において事業再生等を行う投資事業有限責任組合に対する資金の出資が、また、信用保証協会は信用保証協会法第20条第2項第4号において投資事業有限責任組合が行う中小企業に対する投資事業に必要な資金の出資が、それぞれ規定されている。</p> <p>法人税法施行令第5条においては、中小機構又は信用保証協会が各根拠法令に基づき直接行う金銭貸付業又は信用保証業は公益性の高い業務として収益事業の範囲から除かれていることに鑑みれば、同様に各根拠法令に基づき行われるファンド出資事業から生じた所得についても、収益事業の範囲から除外することは妥当である。</p> <p>なお、事業再生等の地域経済や地方創生の課題を解決する枠組みとして活用されるファンドの組成に当たっては、投資回収率が低い上にリスクも高いため、地域金融機関等の参加を求めるには公的な機関としての中小機構や信用保証協会に対する出資参加による呼び水効果への期待が地方公共団体等からも寄せられている。したがって、公的な立場でファンドへの出資が可能な中小機構や信用保証協会の役割が重要であり、中小機構や信用保証協会がこれらの地域課題への解決に向けた期待に応え、積極的かつ円滑に出資を行うためにも、本要望は妥当である。</p>

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—